（様式第３号）

パブリックコメント（意見公募）手続による意見募集の結果公表

意見募集結果及び寄せられた意見に対する市の考え方について、次のとおり公表します。
ご協力に感謝申し上げます。

【意見募集の集計結果】

1	案　件　名	（仮称）千歳市コミュニケーション並びに情報の取得及び利用のための多様な手段の利用促進に関する条例（素案）	
2	意見募集期間	令和６年８月 20 日（火）～令和６年９月 19 日（木）	
3	意見の件数（提出者数）	１件（１人）	
4	意見の取扱い （対応内容の分類）	① 案を修正するもの	－ 件
		② 既に案に盛り込んでいるもの	－ 件
		③ 今後の参考とするもの	１ 件
		④ 意見として伺ったもの（案件に直接関係がないため）	－ 件
5	意見の受け取り方法	電子メール	１ 人
		郵送	－ 人
		ファクシミリ	－ 人
		意見箱	－ 人
		直接持参	－ 人

「（仮称）千歳市コミュニケーション並びに情報の取得及び利用のための
多様な手段の利用促進に関する条例（素案）」

【市民意見等の概要とそれに対する市の考え方】

No.	市民意見等の概要	件数	市民意見等に対する市の考え方
1	障がいのある人が「PECS」などの思いを伝える手段を学ぶ機会が増えると、交流や社会参加が進むと思う。 身近に障がいのある人がいること、障がい特性や多様なコミュニケーション方法があることを学ぶきっかけがあると、市民にも条例が伝わりやすくなるので、「あいサポーター研修」のような講座を実施するなど、長期的に取り組み、共に生きる意識を醸成してほしい。	1	分類～③今後の参考とするもの 本条例においては、全ての市民が障がいの特性や当事者のニーズに応じたコミュニケーション等のための多様な手段に対する理解を深めること、障がいのある人や高齢者が、それらの手段を自ら選択し、利用することができるよう、その機会を十分に確保することが必要との考えのもと、市が推進する施策の基本となる事項を定めております。 本条例に基づく具体的な事業の実施につきましては、千歳市障がい者地域自立支援協議会などを通じて、当事者やその他関係者の意見を伺いながら検討してまいります。

＜分類の説明＞

①案を修正するもの、②既に案に盛り込んでいるもの、③今後の参考とするもの、④意見として伺ったもの（案件に直接関係がないため）